

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 名須川 晋

- 1 日時  
平成 31 年 3 月 19 日（火曜日）  
午前 10 時 0 分開会、午後 0 時 19 分散会
- 2 場所  
第 2 委員会室
- 3 出席委員  
名須川晋委員長、工藤誠副委員長、佐々木朋和委員、柳村一委員、工藤勝子委員、  
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、佐々木努委員、高田一郎委員、吉田敬子委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
赤坂担当書記、羽澤担当書記、鈴木併任書記、千葉併任書記、工藤併任書記
- 6 説明のため出席した者  
上田農林水産部長、阿部技監兼林務担当技監、佐藤副部長兼農林水産企画室長、  
小岩農政担当技監兼県産米戦略室長、千葉農村整備担当技監、  
伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長、岩渕漁港担当技監、千葉競馬改革推進室長、  
及川理事心得、菊池参事兼団体指導課総括課長、多田参事兼農村計画課総括課長、  
照井農林水産企画室企画課長、山本農林水産企画室管理課長、  
関口団体指導課指導検査課長、高橋流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、  
藤代農業振興課総括課長、中村農業振興課担い手対策課長、  
菊池農業普及技術課総括課長、村瀬農村計画課企画調査課長、  
伊藤農村建設課総括課長、菊池農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監、  
佐藤農産園芸課水田農業課長、菊池畜産課総括課長、  
村上特命参事兼畜産課振興・衛生課長、大畑林業振興課総括課長、  
橋本森林整備課総括課長、佐藤森林整備課整備課長、久慈森林保全課総括課長、  
森山水産振興課漁業調整課長、阿部漁港漁村課総括課長、佐々木漁港漁村課漁港課長、  
菊池競馬改革推進室競馬改革推進監、小原県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件  
(1) 議案の審査  
議案第 21 号 農業改良普及センター条例の一部を改正する条例

(2) 請願陳情の審査

受理番号第 92 号 主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める請願

(3) 発議案の審査

発議案第 1 号 岩手県県産木材等利用促進条例

(4) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○名須川晋委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第 21 号農業改良普及センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池農業普及技術課総括課長 議案第 21 号農業改良普及センター条例の一部を改正する条例案につきまして御説明いたします。

議案（その 2）の 1 ページでございます。なお、条例案の内容については、お手元に配付している農業改良普及センター条例の一部を改正する条例案の説明資料により説明いたします。

1 の改正の趣旨ですが、本条例は中央農業改良普及センターの名称及び管轄区域を改めようとするものであります。これは 2 ページ目、お手元の資料 2 枚目の右上に記載のとおり、農業を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、農業改良普及センターの組織の見直しを行おうとするものであり、農業技術や経営に関する高度な普及活動や普及員の育成など、本県の農業改良普及事業を束ねるスーパーバイザー機能を強化することとし、これまで中央農業改良普及センターが担っていた同機能を農業普及技術課に移管することに伴い、必要な改正をしようとするものであります。

2 の条例案の内容ですが、これまで中央農業改良普及センターが担い、全県を管轄区域として実施している農業経営の改善に関する高度な科学技術及び知識の普及指導を総合するための活動につきまして、農業普及技術課に移管することに伴い、お手元の資料 1 ページ目にあります別表の備考欄から削除し、あわせて中央農業改良普及センターの名称を中部農業改良普及センターに改めるものであります。

最後に、3 の施行期日ですが、平成 31 年度から新たな組織体制に移行するため、4 月 1 日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○高田一郎委員 今回の改正案は、現在ある 9 カ所の農業改良普及センターの 9 ブロック

体制はそのままにして、中央農業改良普及センターの機能を見直すということであります。これは、今まで中央農業改良普及センターの中にあった、全県を見てきた県域普及グループ、二十数名ほど職員がいたのですけれども、この中央農業改良普及センターが中部農業改良普及センターになることによって人的体制がどうなるのか。そして、スーパーバイザーの機能を強化するということになっていますが、どういった形で強化されるのか、この点について伺いたいと思います。

**○菊池農業普及技術課総括課長** 現在まで中央農業改良普及センターには二つの組織がございます。一つは全県を見る県域普及グループ、それからいわゆる北上市、花巻市、遠野市の三つの地域グループというものでございます。このうちの全県を見る県域普及グループを県庁の所属といたします。その上で、現在岩手県農業研究センターに置いております研究と密接に関係した普及員、それから県北農業研究所に置いております園芸研究と密接に関係している普及員を引き続き配置することにいたします。

本庁には、主に普及事業の企画部門を統括する職員を置きまして、国の事業は国、県、市町村という流れに加えまして、国直轄事業が出てきたため、さらにスピード感を求められておりますので、機能強化をしたいと思っておりますし、あわせて県の施策にも敏感に対応しながら現場の活動を行っていくということでございます。

人的体制は今お話ししたとおり、中央農業改良普及センターの県域普及グループの職員を県庁所属にした上で、引き続き農業研究センター、それから県北農業研究所に引き続き配置します。これに伴いまして、県北農業研究所に置いています畜産のスーパーバイザー、いわゆる普及員が3名いるのですけれども、これは県北農業改良普及センターにそれぞれ配置するという、二戸市と久慈市の農業改良普及センターに改めて配置し、現地活動を強化することにしています。

スーパーバイザー機能の具体的な中身ですけれども、先ほどお話ししたとおり、まず県の施策と一体的に現場指導を行うということですので、みずから施策立案であるとか、それから予算要求などの一部にもかかわりながら、県の施策に沿った活動を速やかに現場に反映させる。あわせて国の事業などもスピード感を求められておりますので、県庁のスーパーバイザーがそれらをそしゃくして、現場とのつなぎ役になるといったようなことです。

**○高田一郎委員** 今回の組織の見直しに当たって、以前、説明の資料をいただいたのですけれども、大規模経営体、JA、市町村などへのインタビューや一般農業者へのアンケートに取り組みされてきました。こういった中で、今回の見直しに当たってどんな意見が出されていたのか。

もう一つは、人的体制のことをお聞きしましたがけれども、今度の組織の再編計画において、今の普及員の人的体制、これは削減されることになるのか、合理化になるのか、充実になるのか、その点についてお願いしたいと思います。

**○菊池農業普及技術課総括課長** 初めに、人的体制から御説明いたします。来年度以降も現有の二百数名の体制で引き続き行うということで変更はございません。

それから、見直しに当たってそれぞれの経営体から何度かインタビューしたものが、資料の2ページ目の右上に農業を取り巻く環境の変化といったものでございます。これらがまさしくインタビューで出てきました結果でございまして、大規模経営体の方々からは、普及員に対して技術レベルをもっと高度化してほしいということ、あるいは自分たちの経営も生産だけではなくて流通販売なども行っているので、経営の多角化に対応した指導ができるようになってほしいといった意見がございました。

それから、市町村、JAからはスマート農業やGAP、あるいはトヨタ式のカイゼンといった新しい経営管理の技術が入ってきていますので、そういったものを身につけながら、引き続き産地育成に取り組んでいただきたいということ。

そして、特に一般の農業者の方々からは、中山間地域などでは、担い手不足や高齢化の進行が進んでおり、これまで以上に地域と密接につながった普及活動をやってほしいといった回答がございまして、これらに対応するために、今回それぞれのミッションを起こして普及活動を始めることにしたものでございます。

○高田一郎委員 普及員の体制は、現在の体制を維持するということを了解いたしました。

普及事業の考え方については、国のガイドラインにも示されているわけですが、そこを見ますと、普及指導活動の対象者は経営改善に意欲的な農業経営に重点化するということになっています。県もこれまで支援対象者の絞り込みと集中的な支援をすることとしております。これまでは多様な農業経営を育成していくという話もされていましてけれども、県が考える支援対象者の絞り込みと集中的な支援というのはどういった方々を指しているのか、その点について伺いたいと思います。

○菊池農業普及技術課総括課長 まず、対象者の絞り込みについてでございますけれども、農業改良普及センターの周りには市町村、農業協同組合等がございまして、そういった方々と相談の上、地域の担い手であるとか、地域のいろいろな場面で重要な経営体の方々を絞り込んでいくということになっております。その経営体の中身とすれば、当然大きい経営体から小さい経営体まであるのですが、先ほど委員おっしゃったとおりの意欲的な農業者という観点から絞り込んでいきたいと思っておりますし、あわせて新規就農者に対しても、一日でも早く経営改善していただきたいので、新規就農者についてしっかりとフォローしながらやっていきたいと思っております。

集中的な中身といたしましては、これまでは技術指導が中心であったのですが、これに経営指導の観点を加えまして、経営全体で見て必要なもの、不必要なものなどを判断しながら、経営全体がよくなっていくことを指導していきたいと思っております。この考え方は、新規就農者についても同じような形で進めていきたいと思っております。

○高田一郎委員 意欲的な経営体に対する支援ということにもう一つイメージがつかないのですが、法人や新規就農者、担い手農家、あるいは女性の農業者に対する支援など、さまざまあると思うのですが、具体的にどういったところを指すのでしょうか。

これまで農業改良普及事業については、多様な就農者全体の技術のレベルアップに対応

してきたと思いますけれども、国の方針が変わって、意欲のある農業者に重点的に支援するというので、県もそういう方向で意欲のある農業者に対する重点的な指導ということになってきたわけですが、この点は具体的に支援の対象者を絞り込むということになるのですか。

○**菊池農業普及技術課総括課長** カラーの資料の2ページ目の下をごらんください。各農業改良普及センターの課題対応力を強化するために、今回新たな課を三つ設置することにしております。一つ目が経営指導課、こちらは大規模経営体と競争力のある経営体を育成するということに集中的に対応する。

それから二つ目、産地育成課ですが、これは農協生産部会等と連携しながら、引き続き産地づくりを支援していくということになります。

地域指導課でございますけれども、こちらは新規就農者、あるいは先ほど申し上げました女性農業者などへの支援をそれぞれの課がミッションを持って、連携しながら行っていくという体制をとろうと考えております。

○**高田一郎委員** 県の農業改良普及指導のあり方については、農業生産法人や新規就農者に対する支援など、いわゆる意欲ある農業者に対する重点的指導にシフトしていくのか、それとも多様な農業経営体があるわけですから、規模が小さくても食糧生産の一翼を担っているわけですので、全体の底上げを図っていくのか、その辺の基本的なところをもう一度確認したいと思います。

もう一つはJAの営農指導員の役割というのも大変大きいと思うのです。県の農業普及員は人事異動がありますので、JAの指導員は本当に地域に根差した活動をしていたのです。こういった方々との連携はこれからどう図られていくのか。JAの普及員の人的な体制については、農業協同組合によっては、指導員の対応についても恐らくまちまちだと思うのです。私がいるJAいわて平泉では、経営指導にかなり力を入れている組合もあればそうでないところもあると思うのですけれども、全体的な特徴、普及員の人数、そういったものがわかれば教えていただきたい。

○**小岩農政担当技監兼県産米戦略室長** ただいまの質問は、意欲的な経営体にシフトしていくのか、または多様な経営体も含めて両方やっていくのか、あるいは多様な経営体のみ支援していくのかということだと思います。資料の2ページ目の左上をごらんになっていただきたいのですが、平成17年と平成27年、これは農林業センサスが行われた年なのですが、上から三つ目、販売農家を見ますと、6万7,000戸が4万5,000戸に減ってきている。一方では、農産物販売金額規模が3,000万円以上の経営体が745戸から827戸にふえているという状況になります。また、平成27年の販売農家に占める827戸の経営体は、1.8%ぐらいになりますが、販売額は3割ぐらいと試算しています。これが大きな流れ、バックグラウンドになっているということでもあります。

これをベースに考えますと、どちらか一方にシフトするわけではなくて、どちらも見ていくということになります。やはり将来、本県の生産の大宗を担う意欲のある大規模な経

営体、これは伸ばしていかないといけない。他産地との産地間競争に勝つ意味もありますけれども、これは絶対やっていくと。これは、点としての指導になっていきます。

もう一方、産地育成課という課ですけれども、高田委員御案内のとおり、本県の農業というのは多様な経営体、小規模兼業農家あるいは家族経営といった農家が、農地も守って農業生産活動をしているという現実もありますので、ここもきっちり見ていかなければいけないということで、このような経営指導課、産地育成課というようなミッションを持たせた課をつくったということです。ですから、繰り返しになりますけれども、両方進めますということです。

次に、農業協同組合の営農指導員とのかかわり方ですけれども、まさしく高田委員がおっしゃったとおり、前に比べて営農指導員の力が弱まっているという感触は持っています。さらに農業協同組合間によっても力の入れぐあいが違ってきているということも認識しておりまして、ただ我々もそれほど人数がいるわけではありませんけれども、産地育成課は、農業協同組合の部会員の指導も当然していくのですけれども、まずは営農指導員とも一緒にいかかって、営農指導員のスキルを上げていくことも同時にしながら、例えば現地指導会が3回あるとすると、1回は我々、そして残りの2回は営農指導員に任せるという形までスキルアップをする取り組みも同時並行でしていかなければいけないと思っています。

そして、質問がありました普及員の人数は、今持ち合わせておりませんので、御答弁できないのですけれども、指導員の指導力は弱まっているという認識は持っていますので、ここの強化も4月以降進めていかなければいけないと考えております。

○高田一郎委員 農業法人がどんどん多くなってきて、農業法人を立ち上げるまでは県も農業改良普及センターも物すごく面倒を見てくれる。しかし、農業法人が立ち上がった後はぷつぷつになってしまうという声も出ています。農業法人の役員は、今までは物づくりのプロだったのですけれども、経営という点では本当に未熟で、農業のさまざまな支援策もどんどん変わる中で、農業法人を立ち上げた後の支援も本当に強めてほしいと思いますし、先ほど小岩農政担当技監兼県産米戦略室長からお話があったように、多様な経営体というのが岩手県の特徴でありますから、JAの指導員と連携を密にしながら、全体のレベルアップをしていくという立場で取り組んでいただきたいということをお願い申し上げて発言を終わります。

○吉田敬子委員 高田委員の質問に関連するかもしれないのですけれども、一般農業者へアンケートを実施された結果、より農業者や地域に密着した頼りになる活動の展開をされていくということで、以前いただいた資料の中にもありましたが、地元の特に若い世代でいろいろ相談したい人が、農業改良普及センターに行っても壁があったり、足を運びづらいという声を実際聞いていますので、頼りになるという言葉どおりの農業改良普及センターになっていただきたいと思っていますが、アンケートの中にも具体的にそういう言葉があったのでしょうか。

軽米町は岩手県農業研究センター県北農業研究所とも連携して園芸振興の拠点となると

ということだったのですが、雑穀においても県北地域でいろいろ取り組みされていて、花巻地域もありますが、雑穀の収益性の高い部分でぜひ頑張っていってもらいたいと思っています。議員連盟でも資料提供いただいて、改めていろいろ勉強させていただいて、生産者の減少や、作付面積の減少といったこともある中で、例えば農業改良普及センターの組織の見直しによってその部分に特に力を入れていくという部分もあるのかどうか確認したいと思います。

○菊池農業普及技術課総括課長 アンケートの結果ですけれども、農業改良普及センターには普及事業パートナーという方がいらっしゃいまして、その方々は約五、六百人いらっしゃるので、直接アンケートを実施しました。その結果、より密着した頼りになる活動の展開にといいますのは具体的には、例えば昔であれば農業改良普及センターの職員が一戸一戸農家を巡回して歩いていた回数が減ってきたといったことから、より密着してほしいという回答が多かったように思います。普及員も数的には制約されておりますので、そういった戸別巡回というのはなかなかできないのですけれども、グループ指導など、まとまって勉強できる場をより多く設定して、農業者とのかかわり合いを深めていきたいと思っております。

それから、雑穀の関係ですけれども、岩手県農業研究センター県北農業研究所には、3名の園芸担当を残します。あわせまして新しい事業で、未来を育む県北農業ステップアップ事業というものを平成31年度から起こすことにしております、これは岩手県農業研究センター県北農業研究所で開発されました雑穀、機械化、新しい品種であるとか、そういったものの現場展開を早めていき、講座を開きながら、農業者の方々に直接教えて学んでいただくという機会を設けることにしております。岩手県農業研究センター県北農業研究所、そして普及員が一緒になりながら、現地にそういった技術を定着させていきたいと考えております。

先ほど高田委員の質問で営農指導員の人数についてお答えできなかったのですが、平成28年のデータですと、全県で439名が登録されているということです。

○吉田敬子委員 ぜひ密着した頼りになる存在になってほしいと思いますし、雑穀は、健康志向の方々にはすごく需要があると思っていますので、岩手県での雑穀生産の分野は、ぜひ伸ばしていただきたいと思いますし、岩手県では商工労働観光部の所管になってしまいますけれども、ヘルス産業の部分にも力を入れていくということで、健康志向だけでなく産業としても大事な分野ではないかと私自身思っていますので、農業改良普及センターの取り組みというだけではないのですけれども、ぜひお願いしたいと思っております。

○名須川晋委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 92 号主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○佐藤水田農業課長 主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める請願について、お手元にお配りしております資料により御説明いたします。

まず、主要農作物種子法ですが、この法律は昭和 27 年に制定され、平成 30 年 4 月 1 日に廃止された法律で、都道府県が稲、麦、大豆の種子生産補助をして、種子等の審査、原種、原原種の生産、奨励品種決定のための試験等を行うことを定めたものです。

次に、2 の主要農作物種子法廃止後の仕組みですが、主要農作物種子法では表の主要農作物種子法廃止前の欄の下に記載しております種子生産は場の指定から種子等の審査までの五つの事務を都道府県が実施するよう規定しておりましたが、主要農作物種子法廃止後においては、農林水産事務次官通知により、民間事業者の参入が進むまでは、都道府県の実態を踏まえ、必要な措置を講じていくことが必要であるとされております。また、種苗法においても関係通知である指定種苗の表示及び生産等基準に係る検査実施要領で、新たに稲、麦、大豆の種子の検査実施機関は都道府県と定められております。

次に、3 の地方交付税措置についてですが、総務省自治財政局財政課事務連絡により、主要農作物種子法に基づき都道府県が実施することとされていた事務は、種苗法等に基づき従前と同様に実施することから、当該事務に要する経費も引き続き地方交付税措置を講ずることとされたところであります。

次に、4 の各都道府県の条例等の対応状況ですが、平成 31 年 3 月 19 日現在、既に条例を施行しているのが山形県を含む 5 県、4 月 1 日から施行されるのが北海道を含む 4 道県、なおこのうち埼玉県と岐阜県は、議員発議の条例となっております。また、今後条例の制定を予定しているのが長野県となっており、種子生産を行わない東京都を除く 36 府県で要綱、要領等により対応しております。

○名須川晋委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○佐々木朋和委員 今回種子条例に関する請願が上がってきたわけですが、それ以前から岩手県議会においても会派を問わずに主要農作物種子法廃止による影響、種子条例制定の必要性、また岩手県固有の在来種についての保護などについて、いろいろな議論がされて

きたと思っております。そういった中であって、まず当局においては、この間この種子条例の制定について、議員のさまざまな発言を受けてどのような対応を行ってきたのか伺います。

○佐藤水田農業課長 これまでいろいろな質問がありましたけれども、種子の生産、供給体制を守ることは、県としてはこれまでと変わりません。県における種子生産等の関与のあり方について、どのような根拠規範の形式がふさわしいか研究していたところでございます。

○佐々木朋和委員 そういった研究を進めてきていただいたということでございますが、今までの議員からの質問等々に対しても、この種子条例の制定についての必要性というところは答弁がなかったと思っておりますけれども、現時点ではこの必要性について、県はどのような認識をされているのか伺います。

○佐藤水田農業課長 答弁が繰り返しになってしまいますけれども、今の時点では、県といたしましてどのような根拠規範がふさわしいのかということについて研究を進めているところでございます。

○佐々木朋和委員 今まで議員の発言もあつたわけですが、今回請願が出てきたということで、直接県民の方から声が上がってきたということでありまして、やはり県民からは不安感があると認識しているところであります。また請願が採択されたならばさらなる研究を進めて、具体的に動き出さなければいけないと思っております。

私も他県の事例、先ほど御紹介がありました北海道と今制定中の長野県のものも見させていただいております。今回の種子条例制定の請願の趣旨は、主要農作物の種子生産に係る県条例を制定するというところでありますけれども、この北海道、長野県を見ますと、主要農作物等種子条例となっておりまして、例えば長野県におきましては稲、麦類、大豆のほかにはソバや信州の伝統野菜等、北海道においては大豆、インゲン、エンドウ、ソバといったものも加えながら条例を制定しているということでもあります。やはりこの不安払拭という面から、あるいは今後の農業の発展という観点からもしっかりと基本理念を定めたり、また県や関係機関の役割を示していく、そして種子の確保でありますとか生産者への支援、また財政措置についても規定をしているというところもあると思っております。

私は、今までの各議員の発言の内容からすれば、この主要農作物種子法の代替という位置づけではなくて、そういった意味合いも含めながら制定をしていくべきだと思っております。調べさせていただきましたが、岩手県でも在来種というのがありまして、一関市だと矢越かぶ、あるいは遠野市の暮坪かぶ、北上市の二子さといも、岩泉町の安家地大根、また先ほど吉田敬子委員もおっしゃいましたけれども、雑穀なんかも入ってくると思っております。そういったものも含めて、私はこれまでの議員の発言等からすれば議員発議をもって制定していくべきではないかという意見を持っております。この内容を見ても、かなりボリュームもありますし、今請願をしっかりと採択をして前に進めていかなければ早期の制定とはならないのではないかと思います。

そこで、質問でありますけれども、関係団体等とも相談をさせていただきながら、また議員としても勉強会をつくったり、あるいは研究会をつくったりしながら進めていかなければいけないと思っておりますけれども、そういった場合、県としてはどういったかわり方をしていただけるのか、運用は県ということになりますので、お考えをいただきたいと思っております。

○佐藤水田農業課長 委員御指摘のとおり勉強会など、そういう形もあろうかと思っておりますけれども、そういうことも含めて、これから検討、研究していかなければならないと感じております。

○佐々木朋和委員 三つとも同じ答弁だったような気がするのですが、部長にお聞きをしたいと思います。私の思いはお話しをさせていただきましたけれども、そういった形で進んでいった場合に、県としてはどういった協力をしていただけるのか伺いたいと思います。

○上田農林水産部長 県執行部としてのかかわりのお尋ねでございますが、今回条例制定の請願が出されまして、今委員会、定例会での審議中でございますので、執行部の見解については、差し控えさせていただく部分もございますが、事実等を中心にして若干お話しさせていただきます。

まず、米、麦、大豆は、従前いわゆる主要農作物種子法でもって規定をされておりました。委員御指摘のとおり、それ以外のものについての、例えば種子を守るといった条例が各道府県で検討され、それで実際に条例化となっている動きがあるということは承知をしております。私どものほうでも根拠規範のあり方について研究をしているものでございます。それぞれの県でそれぞれの考え方、あるいは現況や農業生産の状況等がございますので、議論もあって、それで今のような条例、条例案をまとめたものと承知をしておりますけれども、その経緯等の詳細については、承知をしていないところであります。

それから、条例制定に関していろいろな手続がございますけれども、その中で今回の米、麦、大豆以外のものまで規定することについてお話し申し上げますと、主要農作物種子法が廃止されまして、種子の生産あるいは供給を守るという立場から検討しておりました。対象となります米、麦、大豆を中心に研究をしておりましたので、例えば長野県のように、伝統野菜等も対象としてやられたようではございますけれども、執行部としてはそういった種子生産についてまでかかわろうという検討はしていないものでございますので、言及は申しわけございませんが、差し控えさせていただきたいと思っております。

議員発議で制定するというお話がございましたが、執行部としてそこに関してコメントをすることは差し控えさせていただきたいと思っておりますが、少なくとも各県でそれぞれの実情に応じてさまざまな議論、判断があつて、それぞれの県にふさわしい、条例に至ったものと承知をしております。もし請願が採択になったらという前提でございますが、そこも大変恐縮でございますが、差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、私ども主要農作物種子法廃止後における、県で持っております種子の生産あるいは供給について、

県がかかわることについては一貫しております。そして、どういう形態で、どういう仕組みでもってやったらいいかということも私どもでも研究をしておりますので、仮の話でございしますが、いろいろな場面で意見交換をさせていただいたり、ともに勉強をしていく、そういう機会がありましたらば、ぜひとも生かしてまいりたいと受けとめております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。最後部長からそういった機会も生かしてというお話をいただきました。部長に指摘していただきましたとおり、各県ともに工夫を凝らしながら、主要農作物種子法の廃止から種子条例の制定に向けての取り組みの中で、各県固有の事情を加味しながら制定をされていると思っております。ぜひ今後とも、ともに勉強させていただきながら、岩手県ならではの条例が作成できるよう御協力をお願いして、私からの質問、意見を終わらせていただきます。

○神崎浩之委員 私も主要農作物種子法の廃止を聞いたときに、大変なことになるのではないかと思っていました。私も含め農家の方も大分心配されたと思います。ところが、いろいろと勉強させていただき、一般質問の答弁を聞いても、主要農作物種子法廃止に伴うさまざまな規定は種苗法に移るということ、県としても要綱、要領で守っていくという力強い話を聞きました。条例に比べて、要綱や要領では弱いのではないかという議論もあったところではありますが、主要農作物種子法廃止に伴う県の体制としては、要綱、要領で以前と同様の体制が維持されているというスタンスでよろしいのかどうかお伺いいたします。

○佐藤水田農業課長 委員御指摘のとおり主要農作物種子法の廃止後につきましても、県は要綱等を定めて体制を維持しておりますので、主要農作物種子法廃止前と廃止後では体制については継続して実施しております。

○神崎浩之委員 主要農作物の種子生産に係る県条例を制定してほしいという請願ですが、趣旨を見ると、県行政が種子生産の中心的な役割を果たすこと、必要な予算を確保すること、関係部署の人員体制を措置することという三つの理由で県条例を制定してほしいという、どちらかという国の予算を確保して、そしてそれに対して県の人員体制もきちっとしてほしい、そのために条例を制定してくださいということなのです。

我々が心配している、血と汗と涙でつくった大切な種子が簡単に民間、外国や他県に流出するということの心配ではなくて、体制整備のための予算確保という趣旨の請願なので、私は、この趣旨で県条例を制定するとまでは言わなくてもいいのではないかという気がしているのです。先ほどの資料の説明で、地方交付税も総務省から云々と言われておりますが、それから国会の平成29年農林水産委員会でも、当時の齋藤農林水産大臣が総務省と地方交付税の話は継続できるよう努力していくということだったので、主要農作物種子法の改正によってその体制が大きく崩壊していくという誤解があるようではありますが、そういうことはないかと強調させていただいて、農林水産大臣が総務省ときっちり話をつけたということでもありますから、今回の趣旨では、請願理由が弱いのではないかと思っておりますが、今回の請願で心配されている予算措置、地方交付税の措置の点については、当局としてはどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤水田農業課長 今委員御指摘のとおり、総務省から地方交付税措置を行うという事務連絡が通知されておりますので、本年度も交付されていると認識しております。

○神崎浩之委員 そこで、国でも言うておりますが、地方交付税が種子生産のためになっているのかですが、県としてはどのようにお考えでしょうか。

○佐藤水田農業課長 地方交付税の額については、まだ承知しておりませんが、今県として予算措置しているものにつきましては、岩手県農業研究センターで原種、原原種をつくっておりますが、これに対する費用は収入見合いという形で、原原種を売ったことによって、そして肥資材等をかけてつくることになっておりますので、それは収入見合いになっているわけです。

次に、平成30年度は農業改良普及センターで種子の審査や圃場の審査をする際にかかる経費の旅費や需用費で96万1,000円ほど措置されております。

○神崎浩之委員 請願の扱いなのですが、我々としては少し時間をいただき、継続していただきたいと思っております。

もう少し勉強が必要ですし、今回の請願の趣旨から県条例を制定してほしいということは、今地方交付税の話もあって、少し弱いのではないかという気がしております。

我々も会派で勉強会を開いて、時間を費やしました。その中で、まだ他県の状況、県で条例を制定するに当たってはどういうことを盛り込んだほうがいいのか、先ほどから言われている対象も研究する必要があるのではないのかと思っております。反対という意味ではないのですけれども、もう少し勉強したいと考えています。

実は農業団体ともやりとりをしていて、制定についてはいいことではないと言われていたのですけれども、農業団体からも、具体的なことがまだ出てきていないものですから、様子を見ながら、今後想定される内容も含めて検討するという意味で継続としていただきたいと思っております。

○高田一郎委員 地方交付税措置にかかわる問題ですけれども、主要農作物種子法が廃止になった後においても地方財政措置がしっかりと行われるから問題ないというお話でありました。これまで主要農作物種子法の第3条にはほ場の指定という規定があつて、そういった趣旨に基づいて地方交付税措置がされてきました。今度廃止になったことで根拠が崩れたのですけれども、今の御説明によりますと、廃止になった後でも種苗法等によって地方交付税措置が引き続き講じられるという話でありましたけれども、種苗法のどこに根拠があつて地方財政措置がとられるのですか。国会でもいろいろ議論があつたようだけれども、主要農作物種子法にはほ場の指定といった根拠があつて、地方財政措置がとられたのですけれども、種苗法のどこに基づいて地方財政措置がとられるのか。

一昨年11月15日の農林水産事務次官通知がありまして、これは主要農作物種子法が廃止になった後の、法案が通った後の通知なのだけれども、この通知の中にはきょう説明があつたように、種子法廃止後の都道府県の役割ということで、民間事業者による稲、麦類及び大豆の種子生産への参入が進むまでの間は、都道府県の実態を踏まえて必要な措

置を講じていくことが必要であると確かに書いてあるのですけれども、しかしその後の文章に、それは民間事業者の参入が進むまでの間であって、その後の対応については、民間事業者に対してさまざまな知見を提供するという通知になっています。同時に、このような取り組みを行うに当たって、必要な場合には都道府県段階における稲、麦類及び大豆の種子の安定的な供給や民間事業者の参入を促進するための協議会を設置するということまで通知をしているわけです。この通知に対して、要綱で本当に守られるのかという思いもありますけれども、この通知を県はどのように受けとめているのか、この点についてお伺いしたい。

○佐藤水田農業課長 まず最初に、種苗法の関係でございましてけれども、種苗法においては審査の基準、検査をするのは県であるという記述のみでございまして、総務省の文章では、その種苗法に基づいて実施していることは以前と同じであることから、その部分については地方交付税措置を講ずると私は理解しております。

次に、11月15日の農林水産事務次官通知の関係でございましてけれども、確かに民間事業者に知見を提供すると書いておりますが、その辺についても農林水産省に確認したところ、あくまでも県の品種とか、そういうものについては県の判断によるものということですから、国からすると絶対やらなければならないということではなく、あくまでも県の判断と捉えておりますので、県といたしましても、提供やあるいは協議会を開催するということは今のところ考えていないところでございます。

○佐々木朋和委員 高田委員の質問に対して関連質問をさせていただきたいと思っております。地方交付税措置に関する質疑があったわけでありましてけれども、この請願趣旨を見ると、必要な予算及び関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点からということでございます。まさにそこが、地方交付税措置がされる来年度はいいけれども、これが不安だということをおっしゃっているのだと思っております。手元に長野県、北海道の事例があるのですけれども、北海道は優良品種の種子の安定的な生産を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。また、長野県においても同様の文言が盛り込まれているわけでありまして、国の地方交付税措置があるとしても、まさにこれは条例で県としても必要な財政措置をしていくという決意をあらわしているわけでありまして。私はここに今回請願の趣旨があるのではないかと考えているところでありますけれども、県としての地方交付税云々にかかわらず、検討して、必要な財政上の措置をしていくのだという部分をあらわすことについてどのような御見識を持っていらっしゃるのか伺いたいと思っております。

○佐藤水田農業課長 条例を制定している県も、これから制定しようとしている県も、規定の範囲や目的なども若干違っている部分がございますので、それぞれの県がそれぞれの事情等を勘案して財政措置について書いているという認識でございますので、岩手県についてはまだ研究している段階でございます。

○名須川晋委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「継続」「採択」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 本請願については継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○名須川晋委員長 起立少数であります。よって、本請願は継続審査しないことに決定いたしました。

次に、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○名須川晋委員長 起立全員であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

以上で請願陳情の審査を終わります。

次に、発議案第1号岩手県産木材等利用促進条例を議題といたします。

この際、本条例の検討に携わった柳村一委員に本条例についての説明を求めます。

○柳村一委員 発議案第1号岩手県産木材等利用促進条例について御説明いたします。

この発議案は、各党派共同提案の政策的議員提出議案として提案したものであり、各党派を代表して御説明いたします。県土の約8割を占める本県の森林は、県北のナンブアカマツを初めとした針葉樹のほか、木炭やシイタケ原木にも利用されるナラなどの広葉樹といった多様な樹種で構成されているのが大きな特徴であります。この豊かな森林資源を木材としてさまざまな用途に有効利用していくことは、地域の林業及び木材産業の振興や経済の活性化につながるとともに、森林資源の循環を生み出し、適切な森林整備を通じて、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも大きく貢献するものであります。

木材利用を促進し、本県の林業及び木材産業を発展させていくためには、地域の森林経営を担う経営体を育成し、豊富な森林資源を生かした生産性と市場性の高い木材産地を形成するとともに、林業及び木材産業の振興を図り、岩手ならではの施策を展開していくことが必要です。このことから、行政、森林所有者、関係事業者、関係団体、県民などが協働し、一体となって県産木材等の幅広い利用を積極的に進めるため、議員提案により条例を制定することとされ、昨年3月から12回にわたり検討会議を開催し、検討を行ってきたところであります。

それでは、条例案について便宜お手元に配付しております岩手県産木材等利用促進条例案要綱により説明させていただきます。まず、第1の制定の趣旨についてであります。県産木材等の利用の促進に関し、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県の責務等を明らかにするとともに、県民参加のもと県産木材等の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮並

びに林業及び木材産業の健全な発展による本県の経済の活性化並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、第2の条例案の内容についてであります。1、目的では、本条例の目的について定めております。

次に、2、定義では、本条例における用語の意義について定めております。

次に、3、基本理念では、県産木材等の利用の促進に関する基本理念を定めております。

次に、4、関係者の責務、役割等では、県産木材等の利用の促進に関する県の責務、市町村に対する支援並びに森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建設関係事業者、その他の事業者及び県民の役割について定めております。

次に、5、主要な施策では、県産木材等の利用の促進に関する主要な施策として、県産木材等の利用の促進に関する計画の策定、県産木材の安定供給の促進、県の建築物等における県産木材等の率先利用など、7項目の施策を定めております。

次に、6、施策の推進では、推進体制の整理、施策の実施状況の公表及び財政上の措置について定めております。

最後に、7、施行期日についてであります。平成31年4月1日を予定しております。

以上が条例案の概要であります。

なお、本条例の策定に当たり、御意見と御協力をいただきました阿部技監兼林務担当技監、大畑林業振興課総括課長を初め、農林水産部の職員各位と議会事務局の御支援に対しまして、改めて感謝を表します。どうもありがとうございました。

皆様よろしく御審議の上、原案に賛成くださいますようお願い申し上げます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対するものも含め、質疑はありませんか。

○工藤勝子委員 この際の発言ですか。

○名須川晋委員長 いえ、違います。この岩手県県産木材等利用促進条例について。

○神崎浩之委員 ワーキングチームの皆さん、本当に御苦労さまでございました。

それで、私はこのような条例ができて、県当局がどのように動くのか、効果をお聞きしたいと思います。農林水産部にかかわらず、議員提案条例も含めてさまざまな条例ができております。障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例は、議員提案で成立したわけでありましたが、この条例ができたからといって、皆さんの仕事が大きく変わったというように、私は変化を感じないわけです。例えば今回の県の総合計画でも、幸福と言いながら自殺という言葉を使っていたり、条例をつくってもそれが全然現場に届いていないのではないかと、職員の皆さんの心に響いていないのではないかと非常に心配しています。せっかく皆さんが努力して、県産木材の利用の促進ということを汗をかいて時間をかけてつくって、そしてここまでまとめていただいたわけなのですが、これを受けて県当局がどのようにスタートするのか。第11条には、計画的な推進を図るため、利用の促進に関する計画を策定するとしておりますけれども、具体的にどのように進めようとしているのか、PDCAも含めてきっちりしていかないと、ただ単に条例をつくったというこ

とになってしまうと思いますが、その辺についてどのように対応するのか。そして林家や生産者の所得向上に寄与していくのか、その辺について部長にお伺いしたいと思います。

○上田農林水産部長 今般議員提案によりまして、岩手県県産木材等利用促進条例案が審査をされている状況であります。県といたしましても県産木材等、非常に豊富な森林資源を有しております、それからその利用価値についても大変高い評価を受けております。そういったことで、こういった利用を促進することは、非常に重要だと考えておりました、これまでも取り組みを積み重ねてきたところでございます。特に庁内では、岩手県公共施設・公共工事木材利用推進本部を設置いたしまして、県として実施する公共施設整備や公共工事に関して県産材を利用しよう、活用しようということで数値目標を定めまして、各部局でも取り組みを促してきたという経緯がございます。それから、利用促進に向けましては、さまざまな基盤を整備する、あるいは林業事業者がきちんとした育林をする、そのための森林づくりなどについても力を入れて取り組んできたところです。

今回の岩手県県産木材等利用促進条例でございますが、まさに私どもが取り組んできたところをもっと広げて、そして深く取り組みを進めていこうという内容を盛り込んであるものと承知しております。これまでの取り組みの延長ということにとどまらずに、新たに私どもでやれること、そういったものを真剣に考えて、第11条で計画をつくることになっておりますので、さまざまな方々から意見を頂戴して、効果の高い手法等も含めて検討してまいりたいと考えております。

この計画の承認に当たりましては、議会から意見や判断をいただくという手続を踏むことになろうかと思っております。計画の中でどのように取り組みをして、結果がどう出たかということを議会にお示しする責任が出てこようかと思っております。委員から御指摘があったとおり、きちんとした計画を立て、PDCAで回して、よりよい県産木材利用の取り組みが行われるようにこれからも努めてまいりたいと思っております。

○神崎浩之委員 ぜひそう進めていただきたいと思っております。

農林水産省や林野庁に行くと、事務机や会議机が木だったり、構造物にはならないのだけれども、壁は板を使用するなどしている。それから、住田町役場など、それからハード整備は少ないのですけれども、統合に伴って新しい小学校などできるのです。そういう唯一建物ができる場面もあるのですが、そういうものに何とか活用できないか。

私も今までいろいろやってきたのですけれども、1年で実施設計をして、そして1年で入札して建てるとなるとどれぐらいの木が必要なのか、そして木材を乾かして使わなければいけないので、今の入札制度の中では間に合わないという話なのです。ですから、このぐらいの山があつてこういう木があるから、これでつくってもらおうというような入札制度や、1年で供用開始という仕組みだといつまでたっても公共施設が木造、集成材等でいかないということもあるので、ぜひ他部局と連携していただきたい。教育委員会、商工労働観光部や総務部も含め、机のことも含めて、条例をつくりましたので、その計画、先ほど数値目標をつくりながらやってきたということも含めて、岩手県に来たら木材の建物が多

い、やわらかいな、そういうことに寄与していただいて、林家、それから事業者の方の所得が向上するように努めていただきたいと思います。

○吉田敬子委員 まずは、ワーキンググループ、担当課の御尽力に感謝いたします。

まず、細かいところになるのですが、神崎委員のおっしゃるとおりこの条例が制定されて、どのように運用されていくかということが一番大事になると思っております。県の建築物等における県産木材の利用促進ということで、県がみずから整備する建築物等ということですから、例えば、盛岡市と岩手県で野球場施設整備がありますけれども、そういう部分に関して、県としてはどういう働きかけ、どのように刺さっていくのか、そこを確認させていただきたいと思います。

あと続けて一つですが、普及啓発の部分で、県は県民が木に親しみ、ふれあい、並びに木材を利用する意義及び木の文化を学ぶ機会の確保と条例の文章の中にありますけれども、私は普及啓発の部分がすごく足りないと感じています。県として現在木への親しみや触れ合いの確保という部分について、県民が感じる機会をどの程度感じていらっしゃるのか、この条例が制定されることでどのように計画に反映されるのかをお伺いします。もう一つは、知事が毎年度実施状況を公表するというので盛り込んでありますけれども、これまでも計画やこういう政策の評価は、いろいろな資料をいただいているのですが、これまでの公表と何か変更があるのか、その3点についてお伺いしたいと思います。

○大畑林業振興課総括課長 一つ目、関係部局が取り組みます施設整備への木造化、木質化といったところへの働きかけでございますけれども、平成31年度当初予算案ができましたら、各部局においてどのような施設整備の計画があるのか照会しております。その中において木造で施設整備をやるのか、あるいは鉄筋コンクリート造でやるのかを確認し、木造となっていれば、どういう計画でどの段階で設計をするのか、どの段階で工事に着手するのかを確認しつつ、先ほど神崎委員からも御指摘があったとおり、工事を始めるためには木材をどう調達するか、大体1年ぐらいかかりますので、そういう調達の部分も含めて、県森林組合連合会などとも連携をしながら、アドバイス、御相談、どういう樹種をどういふところに使うのか、集成材を使うのか、無垢で使うのかといったところを確認しつつ、御提案などを行っているところでございます。県が整備する施設での木材利用が進むように、努力しているところでございます。

それから、普及啓発の取り組みでございます。具体的な取り組みでいいますと、広域振興局で実施している部分が多いと思っております。広域振興局や農林振興センター等におきましては、地域の林業関係団体と木工教室などで連携してイベントを実施しており、取り組んでいるということがございます。林業振興課では、いわての森林づくり県民税を活用した地域の取り組みを支援するという取り組みをしているところでございます。

今後でございますけれども、この条例案の中には、木材利用推進月間を10月とする規定が位置づけられておりますので、10月にそういった取り組みが集中的に行われるように、あるいは市町村にもお声がけをさせていただいて、県民によりよくアピールできるように、

取り組めるようにしていければと考えております。

3点目、公表の方法でございますけれども、こういった形で公表するのが県民にとってわかりやすいのかということになるかと思っております。今後検討させていただきますが、私の経験ですが、例えばみんなで取り組む防災活動促進条例というのが議員発議で施行されておりますが、この条例では、県が取り組むべき施策が条項ごとにありまして、それに対して県がどういう取り組みをしてきたかを公表してきたと記憶しております。他の条例ではどういう公表をしているのか、県民にどう公表したほうが木材活用につながるのかを検討、研究しながら公表していきたいと思っております。

○吉田敬子委員 県の建築物等が、木造または鉄筋であるかがわかってからというお話をいただいて、そのとおりでもあるし、私としてはぜひ木造でつくってみませんか、一歩も二歩も先を行って取り組んでいかないと、結局は鉄筋でつくってしまうことが多いのではないかと思います。もちろん木材供給の問題ということもあるので、全てをやっていくことは難しいのですけれども、ただもっと前に出て、木造をぜひ使っていただきたい。すごく大変だと思うのですけれども、先ほども野球場の話を出しましたが、地元の方や議会の中でも質問があると思うのです。そういった大きくメインで見えるところに木造のものがあるというのは、インパクトとしてもすばらしいので、全面には難しいと思っておりますけれども、そういうことをやってほしいという思いからお話しさせていただきました。今からかかわることはなかなか難しい部分はあると思うのですけれども、計画ができてからではなくて、最初にこの部分はこのくらい供給できる体制なので、木造でどうですかと。たしかそういう木材を扱える方の職人を県でも一生懸命人材育成されていると思うので、そういったところをぜひ改めてお願いしたいと思っております。

普及啓発は、毎回で申しわけないのですけれども、この条例ができたことで、どの程度影響があるのか私もわかりませんが、いわての森林づくり県民税の用途拡大などに広がってほしいと思います。この条例ができたことで議会でも取り上げてくださる方がたくさんいらっしゃるのです、そういったことを踏まえてぜひ、さらに普及させていただきたいという思いから御質問させていただきました。御所見を伺って終わりたいと思います。

○阿部技監兼林務担当技監 先ほど答弁申し上げましたけれども、条例が制定された暁には、構想の段階から参画し、木造化を目指しつつも、どうしても構造上鉄筋でやらざるを得ないという部分もあるかと思っておりますので、そうした場合には見えるところの木質化、そういったことへの働きかけをやってまいりたいと思います。

それに当たって、私どもどうしてもいわゆる川上側の側面で、林業人として使用をいうばかりではなくて、それを設計するのは建築士ですので、今般新年度予算案の中にも盛り込ませていただきましたけれども、建築士の方々にぜひ木質化、木造化の勉強、研修を行っていただくことも考えております。そういったことを通じて、県として率先垂範し、そして市町村の木造化、木質化を進めていけるようにしていきたいと考えております。

いわての森林づくり県民税の用途の拡大について、委員からも、あるいは県議会でもい

ろいろと御意見を頂戴しております。いわての森林づくり県民税見直しのタイミングがありますので、新年度の中で検討させていただきます。しっかりと受けとめて、県民の方々の御理解がいただけるような使途にしていきたいと思いますと考えております。

○名須川晋委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○工藤勝子委員 それでは、私から東京 2020 オリンピックに復興という形で大槌町の木材が選手村の建設に使用されるようですが、この進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○大畑林業振興課総括課長 オリンピック選手村施設への県産木材の供給についてでございます。当初の予定では、この4月から6月にかけて東京都に木材を供給する予定でしたが、詳細設計が若干おくらせているとオリンピック組織委員会から連絡を頂戴しております。現在木材の伐採、搬送、それからラミナ、板材にひくところまでを何とか今月中に終わらせようと今取り組みを進めております。

4月以降詳細設計、寸法が出てきますので、その寸法に合わせてカット、プレカットと加工をして、大体7月から8月以降にかけて東京都に運搬して実際に建築が始まるというスケジュールで今進めていくことにしております。

○工藤勝子委員 大体何立米ぐらいあるのでしょうか。

○大畑林業振興課総括課長 現在の予定で申しますと、木材で大体115立米、それに加えて床材等下地材で使う合板を供給する予定でありましたので、合板について300枚程度を予定しております。詳細設計ができ上がってきますと、若干この数字が下がるかもしれないと思っておりますので、確定した数字ということではなくて、今予定している数字ということで御理解をいただければと思います。

○工藤勝子委員 予算特別委員会でも出てこなかった新規就農者の関係であります。今年度東北農政局で調べたと思いますが、東北の新規就農者というのは1,450人、前年度に比べて2.9%増だという話が出ていました。それで、ふえたのは青森県277人で12.6%、山

形県が 11.3%、344 人、福島県もふえているのですけれども、ここはやはり原発の関係で 3.8%で 219 人です。減っているところは秋田県、岩手県、宮城県なのです。特に岩手県はマイナス 6.4%で 218 人となっております。かなりの力を入れているにもかかわらず、なぜ岩手県はこういう結果になったのかを聞きたいと思います。

○菊池農業普及技術課総括課長 新規就農者の確保の状況でございますけれども、岩手県は 260 人を目標にこれまで確保してまいりました。内訳を見ますと、近年雇用就農者が非常にふえてきておりまして、雇用就農の場がほかの産業とのかかわりで逼迫しているというのがまた大きな状況の一つにあるかと思えます。

それから、自営就農者等々につきましては、引き続き一定量の数を確保していくということで進めております。雇用就農者の数が伸びているのですけれども、伸びが薄いという形でございます。

○工藤勝子委員 確かに農業法人ということで、雇用就農した人が 690 人、これは東北計で、12.9%ふえているのです。では、岩手県はどういう状況になっていきますか。結局そういう法人化とか雇用就農した人たちが何人になって、農業という現場に入った人がどのくらいなのか。4 広域振興局の状態ではどうなっているのか、そこまでお願いします。

○菊池農業普及技術課総括課長 雇用就農者の状況でございますけれども、平成 29 年度の雇用就農者は 90 名となっております。前年度は 107 名でしたので、やはりこの分の減少があると考えております。4 広域振興局の内訳は手持ちにございませんので、この場では回答ができません。

○名須川晋委員長 では、後ほどお願いします。

○工藤勝子委員 年齢的なものを見ますと 30 歳から 39 歳が 485 人、20 歳から 29 歳が 439 人となっております。30 歳から 39 歳が多いということは、例えば I ターン、U ターン者も入っていると思うのです。この辺の数字もわかりましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○菊池農業普及技術課総括課長 新規就農者の内訳でございますけれども、平成 29 年度の雇用就農者は 90 名と申し上げました。そのほかに自営就農者が 128 名いらっしゃいますけれども、三つの分け方をしております。一つは新規学卒者、これは農業大学などや、あるいは農業高校を卒業してそのまま就農した人が 13 名、それから U ターン者といいますが農業の場合は考え方が違いまして、他産業について家の農業を継いだ人、あるいは本当に U ターンしてきて家の農業を継いだ人、両方合わせまして U ターン者、農業に U ターンしたという考え方で、これは 75 名。こちらは、若い人よりやや中高年の人が中心になっております。それから、いわゆる全く農外から農業に入ってきた方が 40 名ということで、こちらは近年ややふえている状況でございます。

○工藤勝子委員 ありがとうございます。学卒者という話が出ましたので、今年岩手県立農業大学校ですが、あそこではトマトなどいろいろなスマート農業を推進されているわけですけれども、今年どのくらいの方が卒業されて就農されたかをお聞きしたいと思います。

す。

最後に、人口減少問題もあることですし、集落においてもかなり担い手が不足している団体もあります。県でも5億円以上の予算を使って新規就農者を一生懸命獲得しようとしているわけです。今後、新規就農者獲得に向けてどのような方針でやっていくのかと、農業改良普及センターの機構改革もございましたし、そういう部分に力を入れていく方針等をお伺いしたいと思います。

**○菊池農業普及技術課総括課長** まず、先ほどの広域振興局ごとの新規就農者の数について、平成29年度の内訳を申し上げたいと思います。盛岡広域振興局が77名、県南広域振興局が86名、沿岸広域振興局が19名、県北広域振興局が36名ということで、合計218名となっております。

それから、岩手県立農業大学校の卒業生の進路状況でございますけれども、本年度の卒業生が41名となっております。そのうち自営就農、直接農業についての方が3名、それから農業法人などに雇用された方が17名、そしてさらに農業を勉強したいということで研修に行った方が1名、農業団体、農業協同組合などに進んだ方が10名、岩手県立大学に進学した方が2名といった状況となっております。

それから、新規就農者のこれからの確保、育成方針でございますが、その中心的な機能を果たしています岩手県立農業大学校では生徒の育成と、それから卒業生、若く就農したばかりの人の研修もやっているのですけれども、来年度から岩手県立農業大学校での研修だけではなく、それを岩手県農業研究センター県北農業研究所で、同じような研修がテレビシステムのできる計画をしております、これまで遠隔地で来られなかった若い就農者の方々の早期の経営確立、主に座学での経営計画の作り方や簿記などになりますけれども、そういったことに呼び込んで、しっかりと定着するようにしていきたいと思っておりますし、それから雇用就農も非常にふえてきております。先ほど伸び悩んでいるという話もしたのですけれども、農業法人からは非常にニーズがありますので、農業法人と、それから就農を希望する人たちのマッチングの場を、これまでの就農相談会に加えまして岩手県立農業大学校などできめ細かく活動しながら就農に導いていきたいと考えております。

**○佐々木努委員** 3点お伺いします。

まず、今農業法人のお話が出たわけでありましてけれども、確認の意味でお聞きするのですが、他県に比べると農業法人に勤める方、従業員の方が出てこないという話がありましたけれども、県で農業法人の従業員の方々の平均年収は押さえていらっしゃるのか。

**○菊池農業普及技術課総括課長** 雇用就農者の方々の賃金については、当部では押さえておりません。

**○佐々木努委員** わかりました。私も実際どのぐらいもらっていらっしゃるのかはわからないし、私の周りにも農業法人の方はいらっしゃるのですけれども、教えてくれないので、結局農業法人に勤めればこれぐらいはもらえる、ほかの産業よりももらえるということがないと、小学校、中学校や高校の子供たちが農業の方向に行きづらいと思うのです。ここ

に勤めれば、農業ってこんなにもうかるとか、いい仕事だと思ってもらうためには、年収が少ないと逆効果かもしれませんけれども、それでもある程度収入が得られるのであれば魅力を感じると思うので、調査する必要があるのではないですか。

○**菊池農業普及技術課総括課長** 農業法人の方が雇用就農をされる際の給与、働いてからの給与は調査していないのですが、雇用就農相談会の中で、各企業、農業法人がシートを出しまして、当会社はこれくらいの給与を出しますというのは、承知しております。それを見ますと、岩手県の一般の企業と比べると劣るものではない、福利厚生もしっかりしております、一般の企業と同等程度の給与水準と認識しております。

その上で、農業に入られた方々に長く農業業界で勤めていただくためには何が足りないのかということで、国でも調査をしているのですが、単なる従業員ではなく、経営者の人と同じ気持ちになって農業経営をしていくという目標を一つにすることがやや農業業界には足りないといったことがあります。これから経営者の方々を含めて、従業員の人たちを引きつけて離さないようなやり方を勉強していきたいと思っています。今年からそういった勉強会を始めておりますので、ますます呼び込んでいきたいと思っています。

○**佐々木努委員** 子供たちだけではなく、親御さんにも理解していただいて、個人経営ではなくてもそういう仕事があって、やりがいのある仕事があるのだということは県としても啓発して行っていただきたいと思います。

それから、2点目は、いわての森林づくり県民税の認知度について、予算特別委員会でも、前回より46%に減ったということですがけれども、どのような調査でその数値が出ているのでしたでしょうか。

○**大畑林業振興課総括課長** 今年度のいわての森林づくり県民税の認知度の調査につきましては、インターネットを活用してアンケート調査を実施しております。今年度は大体700人程度の方から回答がありました。その結果につきましては、委員から御指摘のあったとおり約46%となっております。

○**佐々木努委員** 多分インターネットだと思いました。私も結構地元でいろいろな人にこの話をするのですけれども、私が独自に調査すると10%を切るような、極端な話50人中1人が手を挙げるかどうかという状況で、多分年代が上がれば上がるほど関心がなくなるということだと思いますので、本当に正しい数字を導き出すには、インターネットの調査が適当かどうかは、私は疑問に思いました。しかも700人ですよ。もう少し的確な数値が欲しいと思います。指摘だけにしておきます。

最後に、米のことなのですけれども、この間の予算特別委員会でも銀河のしずくあるいは金色の風の食味ランキングについて質疑がありました。これは、県でも想定外だったと思いますし、私も想定外でした。質疑の中で、私も聞き逃した部分があるのですが、ランクが下がった原因が何だったのか、改めてもう一度お聞きをしたいと思います。

○**小原県産米戦略監** 金色の風が今回の食味ランキングで評価が下がった要因でございますけれども、食味ランキングは複数のコシヒカリのブレンド米を基準としております。

金色の風につきましては、やわらかさに影響するアミロースの含量がコシヒカリと比べまして低い特徴を持っているということで、調査項目のかたさの面で評価が得られなかったものではないかと推測しているところでございます。

○佐々木努委員 やわらかかったからだめだということですね。コシヒカリと比べたらやわらかかったということですね。わかりました。

それで、検定に出す前に事前の検査、成分分析などはされたのでしょうか。

○小原県産米戦略監 食味ランキングのサンプルの準備につきましては、各産地から代表サンプルを集めまして、その中で食味計等々での分析、調査をいたしまして、その上で食味判定ができる職員、岩手県農業研究センターの職員とか、そういった者を集めまして、実際に食味試験もしております。その中で金色の風の特徴が出ているものを準備させていただいたところでございます。

○佐々木努委員 食味ではなくて成分検査はされたのでしょうか。前回と何か違いがあったのか、全く同じだったのか、当初試験場でつくってデータを出していると思うのですが、それと変化はなかったのでしょうか。

○小原県産米戦略監 成分分析の数値につきましては、過去のデータと比較いたしましても遜色のない数値と拝聴しております。

○佐々木努委員 そうすると、来年度は検定に出さないほうがいいのか、そんな議論がありましたが、出しても難しいだろうと我々も捉えていいのか、来年度はまた別な結果が出ると思われているのか、その辺どう判断したらいいのでしょうか。

○小原県産米戦略監 今委員から御指摘がありましたようにいろいろな御意見が出ていますので、現時点で一般財団法人日本穀物検定協会が実施している食味ランキングに準ずるような食味試験、こういったものへの依頼に関しましては、現段階では対応未定ということで、関係団体と十分協議しながら対応を決めたいと思っています。

○佐々木努委員 言いづらいところだと思うので、この辺でやめておきますけれども、一番心配しているのは、農家の方々はランクが落ちたことに対してすごく不安を持っていらっしゃるって、県はお米マイスター等々の評価が非常に高いから大丈夫だとお話をされるけれども、実際に生産者の方はまたつくっていいのだろうか、これからつくり続けていいのだろうかという不安を持たれるのが一番心配だと思うのです。農家の方々への対応というものはどのようにお考えになっておりますか。

○小原県産米戦略監 今回の評価を受けてから、金色の風の栽培研究会の役員会を3月8日に開催いたしまして、その中でいろいろな御意見を頂戴したところでございます。こういった今回の評価は評価として、やはりきっちりとおいしいお米をお届けするということを前提に平成30年度の栽培研究会で一生懸命取り組んできたところでありまして、その考え方は曲がるものではない、変わるものではないとお聞きしております。

ただ、栽培経験の少ない農家からは、おっしゃるような不安等を口にされる方もいらっしゃると思いますので、これまでの分析結果を栽培マニュアルにできるだけ反映することといた

しまして、先般各地区に発送したところでございます。そういったものをベースにして、また消費者から、あるいは実需者から高い支持を得られるような金色の風をつくっていかうということで取り組みを強化していきたいと思っております。

○**佐々木努委員** 今回ランクが下がったのは、私は県の責任だと全然思っていないですが、期待を持っている農家の方々のことをまず第一に考えていただいて、この方々の生産意欲が落ちないように、そして市場評価も今回のことで落ちないように、できるだけ手を打っていただきたいと思っておりますので、そのことをお願いして質問は終わらせていただきます。

○**佐々木朋和委員** 佐々木努委員の御質問に関連してお聞きしたいと思います。

今論じていただいた点の最大のジレンマは、まさにコシヒカリをもとに検査をする食味ランキングですけれども、コシヒカリにはないふわふわ感、やわらかさの特徴を持った金色の風だということで、特徴が出れば出るほど特Aから離れていく気がして、それがまさにジレンマだろうと思っております。今までの予算特別委員会でも発言されたと思うのですけれども、食味ランキングを目指していないということが言い訳に聞こえないように、しっかりとわかりやすく生産者に伝えて自信を持っていただくということが大事だと思います。この部分を県民あるいは農家にわかりやすくお伝えいただきたいと思っておりますけれども、小岩農政担当技監兼県産米戦略室長にお伺いをしたいと思います。

○**小岩農政担当技監兼県産米戦略室長** 本当にありがたい御示唆ありがとうございます。我々も今回のランキングを受けまして、考え直してみました。今委員からお話もありましたとおり、これまでどの産地も食味ランキングが一番PRしやすい方法ですので、これで特Aをとるということで進んでまいりました。これは銀河のしずくもそうですし、金色の風もそうです。ひとめぼれもそうです。でも、今般改めていろいろ見てみますと、まさしくコシヒカリにはない特徴を持った米、それが金色の風であると再認識したということがあります。

例えば先ほど数値はあるのかという御質問がありました。実はこの食味計ではかった食味値、過去最高でした。そのような米を出しておりますけれども、食味ランキングの六つの項目のうち、多分かたさという部分で評価が得られなかったのではないかと、これは推測です。一般財団法人日本穀物検定協会に聞きましても、答えてもらえませんので。改めてより我々がターゲットとするところとはどこなのだろうか、売り先といったところも再認識いたしました。そういうことを生産者にお話ししながら、3月8日には農家の方に集まいただきました。要因分析も含めて、これからの方向性も含めて認識しているところですが、来年度4月から栽培研究会の活動を始めますので、金色の風はどこに売っていくのか、銀河のしずくはどこに売っていくのか、これらは戦略に入っている中身なのですけれども、生産者が生産意欲を失わないように努めていきたいと思っております。

金色の風は高い価格帯で売りたいと思っておりますので、どういう販売先なのかということも考えながら取り組んでいきたいと思っております。一般質問でもお答えしておりますけれども、生産者にはつくっていただくだけではなくて、例えば首都圏の米穀専門店にみずか

ら行っていただく。そこで自分の声で、自分の言葉で自分のつくった米をPRしてもらう。多分そのときに米穀専門店からはいろいろな注文がつくと思います。そういうのもまた持ち帰って次の栽培に活かしていくというプロセスを繰り返していくしかないのではないかと考えていますので、そういったことをトータルで行いながら金色の風、銀河のしずく、ひとめぼれの生産者が、生産意欲を持って取り組めるように努めていきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 和牛のおいしさとは違う方向性で短角牛が評価されたように、新たな金色の風の評価基準の出し方も研究をしていただきますようお願いをして質問を終わります。

○工藤誠委員 私からは、ブロイラーの振興についてお伺いをします。先般紫波町での鳥インフルエンザの発症事案が、まず高病原性ではないということで非常によかったと思っています。

以前本県の農林水産業の産出額の推移ということで資料をいただいております。平成29年度は2,693億円で、このうち畜産業は1,670億円で、約62%を占めているのですが、この中でブロイラーはどれぐらいになるものなのかを教えてくださいたいと思います。

○菊池畜産課総括課長 委員おっしゃられたとおり、畜産業の額につきましては、農業全体の62%となっております。そのうち鶏、これはブロイラーと卵を含めますけれども、これが792億円でございます。そのうちブロイラーにつきましては589億円となっております。

○工藤誠委員 岩手県生産出荷羽数は、岩手県チキン協同組合でのホームページでは、平成29年度の実績で、1億1,221万羽で、全国第3位となっております。1位鹿児島県、2位宮崎県、この順位はこれまでも変わっていないと思います。4位以下は水をあけています。2位との差は大体2,200万羽ぐらいあります。そして、1位と2位の差は160万羽ぐらいしかないので、2位を目指すということは1位を目指すこととほぼ同じだと私は思っています。

それで、トップを目指すためにどういう施策が必要なのか、どういう認識を持たれているかをお伺いしたいと思います。

○菊池畜産課総括課長 本県は生産出荷羽数第3位ということでございます。実は主産県で岩手県チキン協同組合が間に入って意見交換をしながら、追い越せということでやっております。具体的な対応が必要かという話でございますけれども、県内のブロイラーの経営者の方々の増羽の意欲がすごく高くなっております。

畜産クラスター事業を非常にうまく活用しながら、どんどん生産拡大を進めていっておりますし、経営安定対策を県独自でやっておりますので、そういった部分を活用しながら生産拡大したい方々に対しては積極的に支援してまいりたいと考えます。

○工藤誠委員 畜産クラスター事業や経営安定基金に対する拠出金は、5億7,400万円ぐらいでしたか、現実問題として、例えば米であり、野菜であり、それからそれ以外のさま

ざまな部門に比べて支援がもっとあるのではないかという思いを私は持っているのです。業界ともいろいろ意見交換されているのでしょうか。どういう支援策がさらに求められているのか、そのあたりがわかったら教えていただきたいと思います。

○菊池畜産課総括課長 意見交換の中では、鳥インフルエンザに代表される疾病、防疫対策については非常に危惧しているものでございます。したがって、こちらにつきましては、県内三つの家畜保健衛生所がございまして、ブロイラーでは520経営体ほど県内にあります。その経営体に対して、必ず年間2回定期的に巡回して、飼養衛生管理基準を確認しております。そういった防疫衛生対策の徹底がまず必要と考えておりますし、規模拡大に向け、先ほど申し上げたような事業等を活用するということと思います。

○工藤誠委員 防疫体制は当然のことですけれども、私が業界関係者から聞くと、規模拡大に向けて、例えば鶏舎を建築するに当たって、岩手県は基準が他県に比べて厳しいというお話もお聞きしているのです。これは、私も他県に行ってみたことはないのですけれども、そういうお声も聞きました。

それから、食鳥検査についてもやはり経費がかかる。そういうことで規模拡大や、新しく参入するということがなかなか難しい状況にあるという声を私は聞いているのですけれども、県としてはそういう情報は入っているのでしょうか。

○菊池畜産課総括課長 規模拡大に関する事業につきましては国の基準がございしますので、岩手県が厳しいという声は、特に聞いておりません。いずれ畜産クラスター事業につきましても国の事業になっておりますので、それに基づいた中で行っております。

それから、食鳥検査についてでございますが、直接的な担当は環境生活部になりますけれども、そのようなお話は確認できておりません。

○工藤誠委員 そのような話もあるので、他県の状況も踏まえて確認してください。今回でなくても結構です。

いずれ県北地域や県南地域などの中山間地では、畜産がメインになっています。特にブロイラーについては、TPP11の影響も少ないと言われておりますので、生産もさることながら、消費も活発にしていかなければならないのですが、岩手県チキン協同組合のホームページのデータによると、盛岡市の鶏肉の1人当たり年間消費量は全国41位ということで、この消費を上げるにはどういう方法を考えているのでしょうか。とり合戦だとか、とり肉の日だとかさまざまありますが、やはりそっちも上げないと、生産しても循環しません。その考え方を教えていただきたいと思います。

○菊池畜産課総括課長 まさに委員おっしゃられたとおり、盛岡市の消費量は、全国でも低いということで、実は岩手県チキン協同組合の皆様方と意見交換する中でも、牛肉ではなく鶏肉をみんなで食べましょうと意見をいただいております。具体的な対応としましては、とり肉の日ということで小学校の出前教室、そういった部分で県産の鶏肉に理解をいただくということとあわせて消費拡大の取り組みをやっておりますし、委員おっしゃられたとおり、とり合戦ということで、県北地域でやっております。ああいったイベントをも

っと拡大するような方法について考えていくこととしております。

○**工藤誠委員** いろいろ御努力なさっているし、またその企業も頑張っているし、生産者も頑張っている、いろいろなことで伸ばしていかなければならない、中山間地では貴重な産業の一つだと私は思っています。

先ほども申し上げたとおり、2位を目指すことは1位を目指すこととほとんど変わらないですから、ぜひ1位を目指して頑張ってくださいたいのですが、今後生産者、企業、それから消費者がしっかりと連携を結ぶべきだと私は考えていますが、意見交換の場なども含めて、今後県としてブロイラー産業の育成をどのような形で進めていこうと思われるか、よろしくをお願いします。

○**小岩農政担当技監兼県産米戦略室長** ただいまブロイラーの振興についてお話がありました。中山間地の主要な産業になっているのですけれども、ブロイラーを見てみますと、生産農場に加えまして食肉処理加工や流通業などで見ますと、雇用がすごく大きくなって、岩手県チキン協同組合の調査によりますと関連産業も含めて約9,300人がここに従事しています。ですから、中山間地域の活性化という意味においても、このブロイラー産業は伸ばさないといけないと思っています。

九州の南の産地ですと1位、2位なのですけれども、多分面積的な話とか、防疫上の有利な場、そういうところで見ると、まだまだ本県は農場も建てることができますし、あとは実際畜産クラスターを使って、かなりの勢いで鶏舎を整備してきています。ですから、我々は2位を目指すのだ、1位を目指すのだということも当然ありますけれども、中山間地域の雇用も担えるような産業振興という観点で、これからもブロイラー産業の振興を図っていきたいと思います。

それに関しては、我々は常日ごろから岩手県チキン協同組合とコンタクトをとっておりますので、そういうこともさらに強めながら取り組んでいきたいと思っています。

○**吉田敬子委員** 予算特別委員会の中でどなたも取り上げていなかったと思っているのですけれども、来年度新規事業でいわての食財ゲートウェイ構築展開事業費の中で、いわてのめん羊里山活性化事業とあります。これはラム肉の商談会やレストランフェア等開催というもののプラスアルファで、私も今回そういった取り組みをされているのを新聞なども見ながら改めて確認したのですけれども、羊毛を使ったホームспанだとかフェルト製品の展示や販売ということを農林水産部でやっていくということで、私としてはおもしろいなと思っています。すごく注目している取り組みなのですけれども、具体的に方向性というか、今回どのような経緯でこういう事業を組み立てることになったのかまずお伺いしたいと思います。

○**高橋流通課総括課長** いわてのめん羊里山活性化事業についてのお尋ねでございます。この事業は、本年度の補正予算により、本年度から3カ年の計画で実施をしているものであります。

このめん羊の導入の経緯、経過ということでございますが、このめん羊の導入によりま

して、中山間地を中心に省力的な農地管理、荒廃農地の管理でありますとか、あるいは鳥獣被害対策にも効果があると言われております。

それから、先ほどお話がありましたように、ラム肉としても販路が拡大しているということでもありますし、副産物として羊毛の活用も考えられるということでもあります。

また飼育体験、ツーリズムといったようなことで、広く県北沿岸地域など、あるいは中山間地域などにおける農村の活性化に向けて有効であると考えております。その中山間地を含む農村の活性化のモデルをつくらうというのがこの事業の目的ということでございます。

農業生産だけではなくて、先ほどお話がありました羊毛の活用という意味においては、岩手県は数少ないホームスパンが今でも根づいている状況でありますので、そうした方々と地域ぐるみで連携をしながら活性化に向けたモデルをつくってまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 盛岡市でやっていた展示会も最終日に何とか駆け込んで行ってきました。私のリサーチでは、奥州市と一関市の生産者の羊毛を使って作品を展開されていると思っていたのですが、今回盛岡市でやられた展示会には8組の作家が参加されていました。今回は奥州市や一関市の方がやられているのですが、広く県内に展開していくものと私は認識しているのですが、作家もどんどん掘り下げていくものなのか、商工労働観光部でも地域産業、地場産業の振興の中でアパレル産業を一生懸命取り組んでいるのですが、そこでの連携というのは考えておられるのかお伺いします。

○高橋流通課総括課長 商工労働観光部との連携ということでございますが、こうした取り組みについては情報共有しながら進めているところでございます。

また、先ほどお話をいたしましたように中山間地域、農村地域の活性化のモデルということで、今回取り組みを進めておりますので、委員がおっしゃるように今現在では奥州市梁川地区、それから一関市萩荘地区の方々が一生懸命取り組まれておりますが、そうした取り組みを県内にぜひ波及をしてまいりたいと考えております。

それに伴って、肉と羊毛ということでございますので、羊毛の活用についてもぜひ促進をしていく取り組みを進めてまいりたいと思います。

○吉田敬子委員 本当にラム肉の生産だけでなく、プラスアルファでホームスパンの展開が広がるということは、職人は手仕事されている女性が主に多いのですけれども、そういった雇用の広がりにもなるので、私としてはぜひ頑張っていっていただきたいと思っている事業ですので、ぜひこれからも取り組みをお願いしたいと思います。

最後に一つ雑穀の部分でお伺いしたいのですけれども、予算特別委員会の中で工藤大輔委員が取り上げられていました。雑穀の中でもヒエ、アワ、キビなどいろいろあるのですけれども、エゴマやアマランサスというのは、健康雑穀の中でも特に栄養価、ミネラルが豊富な雑穀です。ただ一方でアマランサスに関してですけれども、生産者の方がすごく少なく、収穫量も、ここ五、六年だけで半分減っているような現状の中で、県としては、

雑穀に関して今後どのように取り組んでいくつもりでいらっしゃるのでしょうか。工藤大輔委員の質疑の中でもありましたが、手作業でやるので、生産者が減っているかと思うのですが、スマート農業だったり、機械を導入するというのは難しいのかもしれないですが、県としても雑穀に注目されていて、今後伸びるだろうと考えていらっしゃるのであれば、そこを何とかしようとして取り組もうとされているのでしょうか。そこまで力を入れていらっしゃるのか、県北地域だけではなくて、花巻市だと転作で水田をされているので、こういう高収益の部分で、もっと需要や実際ニーズがあるので、頑張れる分野ではないのかと思っているのですが、見解について伺いたしたいと思います。

○菊池畜産課総括課長 雑穀についてのお尋ねでございました。雑穀もさまざまありまして、ヒエ、アワ、キビ、ハトムギ、アマランサス、タカキビですと、我々も生産状況を把握しておりますが、御指摘のあったエゴマについての生産量等は承知していない状況です。県内各地でエゴマ、ジュウネンというものは栽培して郷土料理に使っていることは認識しておりますが、今のところその数字は押さえておりません。アマランサスについても年々減ってきております。

雑穀全体のお話でございますが、県内を見回しますと、二戸エリアと花巻エリアで大きく産地形成しております。特に花巻エリアはヒエやハトムギ、土地利用型の水田転作で入ってきております。これは、機械化の体系が確立しているもので、一定の栽培面積を維持しているところでございますが、委員御指摘の二戸エリアの雑穀におきましては、予算特別委員会でもお話ししましたが、東日本大震災津波以降の原発事故による風評被害で一時実需、ニーズが減りまして、それで在庫がだぶついたりして生産調整したり、高齢の方々が作付をやめたりした事例がありました。その後風評被害がおさまりまして、実需、ニーズも非常にあるということなのですが、一旦やめた高齢者の方々が戻ってこないということがあります。

県としまして、特に県北エリアではこれまでも雑穀をつくっていましたが、例えばアワですと、反当300キログラムぐらいとりますと、1キログラム当たり500円ぐらいで売れますと、10アール当たり15万円となりますので、米よりもいいのではないかという話も実際ありまして、そういう収益性の高い取り組みを二戸エリア、県北エリアで進めたいと考えています。

手作業から機械作業に移行させるということで、岩手県農業研究センター県北農業研究所で田植機を改良した、ポット田植機というのがあり、ポット苗で田植えをしていたのですが、それを使ってアワなどを機械化で移植していく。従来種でまくと雑草に負けてしまうものですから、移植するスタイルを進めていて、その移植の機械化体系については、岩手県農業研究センター県北農業研究所と二戸農業改良普及センターが機械メーカーと一緒に機械実証してふやしていく、普及拡大することに努めているところでございますが、育苗技術がまだ十分ではなくて、欠株が出る事例も報告されていて、今後まだ2年程度かけてさらに機械化、移植部分を普及拡大していきたいと思っております。刈り取りの

部分では、丈が長過ぎると機械収穫ができないので、丈が短い、倒伏のない品種の開発などにも取り組んでおりまして、今後県北エリアを中心に雑穀の生産振興をさらに進めていきたいと考えております。

○吉田敬子委員 もちろん県北エリアで進めていっていただきたいと思うのですが、私は雑穀を毎日とるので、友人や健康志向が高い方々の需要というのは御飯にまぜて食べているので、新規の方であっても取り組みに入りやすければいいという思いで、県北エリアだけでなく、機械化も含めて園芸振興の一つとして私も一緒に研究させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○名須川晋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回4月に予定しております閉会中の委員会ですが、調査項目については、施設園芸作物の周年栽培についてといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてありますが、お手元に配付しております平成31年度農林水産委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。